

令和6年11月26日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第二号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 綾部和利（港支部）

処分年月日 令和6年11月26日（理事会議決日）

処分内容 5年の会員の権利の停止
（東京都行政書士会会則第23条第1項第二号）

処分理由 （違反している規則、会則）
一 行政書士法第6条の4（変更登録）
二 東京都行政書士会会則第13条第1項（変更）

被処分者は、東京都行政書士会総務部からの再三の催促にも関わらず、変更登録申請書の提出を、約26年もの長期間に渡り放置していた。

綱紀委員会の聴聞において、変更登録申請書の提出を約し、その手続を行うための手段を講じようとしていることが伺えるが、現在においても正式な手続を行っていない。

以上の理由から上記の処分を科す。